

美N101-720

令和2年3月10日

建設業者 各位

美郷町役場建設課長

美郷町発注における現場代理人常駐義務緩和等に係る取扱いについて（通知）

美郷町が発注する建設工事請負契約の履行にあたり、美郷町工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第3項の規定による現場代理人が工事現場における常駐を要しないこととする取扱いについて、次のとおり必要な事項を定めるものとします。

#### 1 現場代理人が常駐を要しない期間

次に掲げる期間においては、2に掲げるすべての要件を充足した場合に限り、他の工事の現場代理人を兼任することができます。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届が提出された日から、工事完成検査が完了するまでの期間

#### 2 現場代理人を兼任することができる要件について

次に掲げるすべての要件を充足した場合に限り、現場代理人が複数の工事現場を兼任できるものとします。

- (1) それぞれの予定価格（税込）が1,500万円未満の2件の工事請負契約
- (2) 3件の工事請負契約の予定価格（税込）の合計が1,500万円未満であること  
※30万円未満の工事においては件数には含まないものとしますが、  
「現場代理人等選任通知書」は提出してください。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (4) 兼任できる工事は、国、県も含む。
- (5) 兼任できる工事は、工事現場の相互の間隔が概ね1.5km以内の範囲であること
- (6) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (7) 兼任する現場代理人は、必ず兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること
- (8) 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること

### 3 留意事項

- (1) 現場代理人が常駐を要しない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 常駐を要しない具体的な期間は、工事請負契約後に、発注者と受注者との協議により、工事打合せ簿で定めること。
- (3) 現場代理人を兼任しようとするときは、「現場代理人等選任通知書」と同時に「現場代理人兼任配置届」を提出すること。

### 4 常駐の免除の取消等について

常駐を要しない期間であり、工事打合せ簿において協議した期間の途中であっても、上記 1、2 について虚偽や措置不十分と発注担当課の課長が判断した場合は、現場代理人の常駐免除及び兼任を取消します。

### 5 適用開始

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日以降に行われる建設工事請負契約について適用します。

#### 【現場代理人常駐義務緩和期間の考え方】

